

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行に伴い、死後画像検査を実施する際に、遺体から COVID-19 が感染する可能性が指摘されている。感染を予防するための指針が必要であると考え、当研究会として以下に指針を示す。

基本的な考え方

結核や COVID-19 などの感染症においては、遺体であっても、体液以外にも、体に着した病原体との接触や、体位変換時の吐気を吸引するなどにより、検査者が感染する可能性がある。病院外死亡事例では、生前の状況が不明瞭な場合が多いことや、警察等捜査機関が関与することなどから、通常の感染対策に加えて、特別に留意する点があると考えられる。

具体的対策

感染予防のためには、以下に示す点を、検査機関と警察等捜査機関の間で、緊密に連携して対応することが望ましい。

1. 搬入前における感染症に関連した生前情報の収集

死者の生前における感染症を示唆する症状の有無、感染者との接触歴、流行地域への渡航歴などは、感染症を疑い、適切な防護策を事前に講じるために重要である。このような情報は警察など捜査機関から、病院や法医学教室など死後画像検査を施行する施設に可及的に、検査前に伝達される様、最善の努力を尽くす必要がある。

（なお、個人情報保護法は死者を対象にしておらず、また人の生命や公衆衛生のための個人情報収集は同法で認められている。）

2. 非透過性納体袋（ボディ・バッグ）の使用

死者と検査者の直接的接触を避けるため、非透過性納体袋（ボディ・バッグ）の使用が推奨される。この際、納体袋表面にも病原体が付着している可能性があるため、検査機関への搬送直前に、納体袋表面を消毒する、あるいは清潔な非透過性シートなどで包み直すなどの対応をとることが推奨される。

3. 検査者の防護

納体袋に直接接触する検査者は、感染防護に努める必要がある。納体袋に触れる前後での適切な手袋着脱、手指衛生が特に重要である。納体袋表面の清潔度が不明瞭な場合は特に、ディスプレイブルガウンなどを適宜利用することも推奨される。止むを得ず納体袋を開くことが必要な場合には、ゴーグル・フェイスシールド・マスクなどを含

む適切な個人防護具（PPE）着用が推奨される。

4. 警察等捜査機関の搬入人員による感染拡大防止

警察等捜査機関が検査機関に遺体を搬入する際、手指などに付着した病原体を検査機関に持ち込む可能性がある。搬入人員の手指衛生の徹底や、適切なマスクの着用、搬入人員数を必要最低限にすることなどが必要であり、事前に申し合わせておくことが推奨される。

5. 検査室の消毒および換気

検査後には、検査室等の納体袋が接触したと考えられる部分および、汚染された手袋等で接触したと考えられる部分に対し、生体の感染者と同等の消毒および換気が推奨される。検査台にディスプレイブルシートなどを使用することも推奨される。検査間隔は、換気時間を考慮して調整する必要がある。

6. 検査後の情報共有

画像検査の結果、感染症の疑いがより確定的になった場合は、可及的速やかに当該の警察等捜査機関へ連絡し、保健所への連絡などを適宜検討すべきである。

参考文献

厚生労働省 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>

厚生労働省 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>

日本診療放射線技師会 診療放射線分野における感染症対策ガイドライン

<http://www.jart.jp/activity/ib0rgt0000005fbm-att/kansensyoutaisakuGLv10.pdf>

日本法医画像研究会

主田英之（徳島大学 法医学）

槇野陽介（東京大学／千葉大学 法医学）

阪本奈美子（帝京平成大学 健康メディカル学部）

村上友則（長崎大学 放射線科）

兵頭秀樹（北海道大学 法医学）

池松和哉（長崎大学 法医学）

岩瀬博太郎（千葉大学／東京大学 法医学）

問い合わせ先

日本法医画像研究会

jsfri-office@umin.ac.jp